

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在

～2025年7月13日

2025年7月14日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）

第1章～第4章 （略）

別紙1～別紙4 （略）

別紙5 リモートアクセス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Flexible Remote Access	SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又はVPN等へのリモートアクセス機能等及び付加機能を提供するもの
(2) モバイルコネクト	SDPFサービスの1つであって、当社が別途提示する「モバイルコネクト基本仕様書」に基づきSaaSや社内サイトへの安全なアクセス又はVPN接続によるリモートアクセス機能等を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(2) （略）

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）

第1章～第4章 （略）

別紙1～別紙4 （略）

別紙5 リモートアクセス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) （略）	(略)
(2) （略）	(略)
(3) グローバルSASE powered by Prisma Access	Palo Alto Networks, Inc.（以下本メニューにおいてPalo Alto Networksといいます。）のSASEプラットフォーム（Secure Access Service Edgeの略であって、セキュリティやネットワークの機能をクラウドで提供するものをいいます。以下、本メニューにおいてプラットフォームといいます。）を利用するためのPrisma Access利用ライセンスと当社の保守及び運用を組み合わせ提供するものであって、国内及び海外の拠点接続、データセンタ等への接続及びリモートアクセスと、セキュリティ機能等を利用可能とするもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(2) （略）

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在

～2025年7月13日

2025年7月14日～

(3) グローバルSASE powered by Prisma Access

A 提供条件等

(A) 規約の適用

契約者は、本メニューの利用にあたり当社が当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に掲載するPalo Alto NetworksのPrisma Access利用ライセンスに係る利用規約（以下本メニューにおいて「EULA」（End User License Agreement）を略したものをいいます。）の内容に同意するものとし、EULAに基づき、契約者とPalo Alto Networksとの間で契約が成立するものとし、またEULAに変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。

契約者は、当該契約に基づきPrisma Access利用ライセンスの提供を受けるものとし、Palo Alto Networksが契約者へ直接プラットフォームの提供をするものとします。なお、本規約とEULAとの間に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

(B) 利用申込

共通編第7条（利用申込）第1項に定めるところにより、契約者は、本メニューの利用申込（本メニューに係る契約内容の変更を含みます。）において、当社が定める申込書及びパラメーターシート等（以下、「申込書等」といいます。）を提出するものとします。

なお、利用申込には次の区分があります。

a 新規利用申込

本メニューの利用を新規で申込むこと

b アップグレード

本メニューをアップグレード（ID数の増、増速又は増額）する変更をおこなうこと

c 再利用申込

本メニューに設定された契約期間の満了日の翌日以降の利用について、新たな契約期間・新たなID数・新たな利用帯域等を設定の上、契約期間の満了後も引き続き本メニューを利用することを申込むこと

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在

～2025年7月13日

2025年7月14日～

(C) プラン等

本メニューには、共通編第6条（メニュー等）に定めるほか、申込書等に定めるプラン（以下、本メニューにおいて共通編と合わせて「プラン等」といいます。）があります。

(D) Prisma Access利用ライセンスに係る区別

Prisma Access利用ライセンスには、次の区別があります。

- a SWG editionライセンス
- b Enterprise ライセンス

(E) 利用申込における制限

- a 本メニューの利用申込においては、次の申込制限があります。
 - (a) Prisma Access利用ライセンスの区別によらず、Prisma Access利用ライセンスに係るリモートアクセス用IDの最低利用ID数を200とします。
 - (b) プラットフォームに接続するための最低利用帯域（1又は複数の拠点をプラットフォームに接続するための、申込書等に記載する利用帯域を合計したものをいいます。）を200Mb/sとします。
- b 契約者は、ダウングレード（その利用料金が減額となるID数の変更、プラン等の変更及び利用帯域の変更等をいいます。）となる利用申込を請求することはできません。
- c Prisma Access利用ライセンスに係るその他の条件等の詳細については、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は申込書等に掲載します。

(F) 提供機能等

- a 本メニューにおいて、Prisma Access利用ライセンスによるPalo Alto Networksが提供する次に掲げる機能をご利用いただけます。
 - (a) リモートアクセス機能
 - (b) リモートネットワーク機能
 - (c) セキュリティ機能
 - (d) ログ機能
 - (e) その他機能

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在

～2025年7月13日

2025年7月14日～

b 当社は、本メニューのオプションメニューとして、次に掲げる有償サポートを提供します。

(a) 導入支援

(b) 運用支援

c 提供機能等に係るその他の詳細については、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は申込書等に掲載します。

(G) 提供エリア

本メニューの提供エリアは、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は申込書等に掲載します。

(H) 契約期間

a 別冊(ネットワーク) 第2条(最低利用期間)の規定にかかわらず、本メニューには契約期間があります。

b aの契約期間は、本メニューの提供を開始した日から起算し、1年間、2年間又は3年間とします。

c 契約者は、bの契約期間内に本メニューの廃止があった場合、当社が定める期日までに、残余の期間（廃止のあった日の翌日から契約期間の満了日（以下本メニューにおいて「契約期間満了日」といいます。）までとします。）に対応する本メニューの利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

d 本メニューには、契約期間の自動更新はありません。

契約者が本メニューの利用を継続したい場合は、本メニューの契約期間満了日の1カ月前までに、(B)に定める再利用申込を行っていただきます。

e 契約者は、契約期間満了日をもって廃止する場合であっても、(I)に定める契約者が行う本メニューの廃止を実施するものとします。

ただし、契約者が行う本メニューの廃止がない場合であっても、本メニューは、契約期間満了日の翌日以降、自動的に廃止します。

f 当社は、次の場合には、cの規定を適用しません。

共通編第15条（当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除）第3項の規定に基づき当社が本メニューを廃止したとき

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在

～2025年7月13日

2025年7月14日～

(I) 契約者が行う本メニューの廃止

契約者は、本メニューを廃止しようとするときは、廃止しようとする日の1カ月前までに当社指定の方法により当社に通知いただきます。

(J) 利用権の譲渡

契約者は、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、グローバルSASE powered by Prisma Accessを利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(K) 責任の制限

当社は、共通編第27条（責任の制限）において、本メニューのうちPrisma Access利用ライセンスに係るPalo Alto Networksによる機能の提供については責任を負いません。

この場合において、Prisma Access利用ライセンスに係るPalo Alto Networksが提供する機能の責任については、EULAが適用されます。

(L) 情報の取得と提供

a 当社は、本メニューの提供及び本メニューの保守又は運用のため、契約者が申込書等に記入した申込者情報等を取得します。

b aに基づき取得した情報については、本メニューの継続的な提供のため、Prisma Access利用ライセンスの卸元であるPalo Alto Networksに提供する場合があることについて、契約者は予め同意するものとします。

(M) その他条件

a Palo Alto Networksが提供するPrisma Accessの提供を中止又は停止する場合は、当社は、本メニューの提供を中止又は停止します。この場合、契約者は本メニューが利用できないことについて同意するものとします。

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在

～2025年7月13日

2025年7月14日～

b Palo Alto Networksが本メニューに係る料金（Palo Alto Networksが当社に対して請求するものをいいます。）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

c 本メニューに係るその他の条件は、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は申込書等に定めるものとします。

B 料金算定方法

(A) 契約通貨

本メニューの契約通貨は、日本円に限ります。

(B) 利用料金

a 本メニューの利用料金は、本別冊、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は申込書等に定める利用料とします。その料金額については、申込書等に定めるものとします。

b 契約者は、新規利用申込を提出しその承諾を受けたときは、契約者は当社が本メニューの提供を開始した日の翌月の応当日（応当日のない月の場合はその応当日のない月の翌月の初日とします。）から起算して、契約期間満了日（再利用申込があった場合はその再利用申込に係る契約期間満了日とします。）までの期間について、本メニューに係る利用料金の支払いを要します。

ただし、当社が本メニューの提供を開始した日の翌月の応当日（応当日のない月の場合はその応当日のない月の末日とします。）までに本メニューの廃止があった場合は、本メニューの提供を開始した日から起算するものとします。

このほか、契約者は、新規利用申込又は再利用申込を提出しその承諾を受けたときは、その利用又は再利用の開始前にキャンセルする場合であってもその契約期間の支払いを要します。

c 当社は、アップグレードに係る利用申込があったときは、その承諾日から変更後の利用料金を適用します。

d 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下dにおいて「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在

～2025年7月13日

2025年7月14日～

(a) 月の初日以外の日に本メニューの提供の開始があったときであって、その提供の開始があった日の翌月に応当日があるとき

この場合において、当社は、その提供の開始があった日の翌月の応当日からその月の月額料金を日割します。ただし、提供の開始があった日の翌月の応当日までに廃止があった場合は、その提供の開始があった日からその提供の開始があった月の月額料金を日割します。

(b) 月の初日以外の日に本メニューのアップグレードに係る変更があったとき

この場合において、当社は、その月について、変更があった日の前日までを变更前の月額料金で日割し、変更があった日から変更後の月額料金で日割します。

(c) 月の初日以外の日に再利用申込に係る本メニューの変更があったとき

この場合において、当社は、その月について、変更があった日の前日までを变更前の月額料金で日割し、変更があった日から変更後の月額料金で日割します。

(d) 月の末日以外の日が契約満了日であったとき

契約期間満了日（再利用申込があった場合はその再利用申込に係る契約期間満了日とします。）の属する月について契約期間満了日までの月額料金を日割します。

(C) オプションメニューに係る料金

a 本メニューのオプションメニューとして提供する有償サポートに関する費用は有償サポート費とし、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は申込書等に定めるところによります。その有償サポート費の額については、申込書等に定めるものとします。

b 契約者が、オプションメニューを申込み、その承諾を受けたときは、契約者は、オプションメニューにかかる費用の支払いを要します。

ただし、有償サポートの着手前にその申込み若しくは有償サポートの請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。この場合、既にその有償サポート費が支払われているときは、当社は、その有償サポート費を返還します。

c 有償サポートの着手後完了前に取消しがあった場合は、bの規定にかかわらず、契約者は、その有償サポートに関して取消しがあったときまでに着手した有償サポートの部分について、その有償サポートに要した費用を負担していただきます。

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年7月14日現在	
～2025年7月13日	2025年7月14日～
	<u>(D) 工事費用</u> 当社は、本メニューの利用申込（新規利用申込の場合に限ります。）において、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に定める工事費用を適用します。